

# 三郷小学校いじめ防止基本方針

令和4年4月1日改定

はじめに

ここに定める「三郷小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の第13条をふまえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1. いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題であり、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としていじめ防止等の対策を行う。

### (2) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法：第2条)

〈物理的な影響を与える行為〉

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを意味する。「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものでないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。けんかやふざけ合いであっても、見えないうちで被害が発生している場合もあるため、背景にある調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### (3) いじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

### (4) いじめ防止等に関する基本的な考え方

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめ防止等にあたる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」

- ・「いじめは、どの学校にも、どの子にも起こり得る」
- ・「未然防止」「早期発見」「早期対応」

### (5) 学校としての構え

- ・「いじめは人間として許されない」との意識を、学校教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進める上で、児童一人一人を大切にすること。
- ・子どもや親の訴えに真摯に耳を傾け、誠実さとスピードをもって対応する。
- ・些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。
- ・その時の指導によりいじめが解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

## 2. いじめの未然防止のための取組

### (1) 魅力ある授業・学級・学校づくり(確かな学力・伝え合う力・主体性の育成)

- ・全ての児童が、主体的に活動したり互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた、楽しい」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己肯定感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動においても適時に取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全職員が自他の生命のかけがえなさや人を傷つけることが絶対に許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような、心の成長を支える教育相談に努める。

### (2) 生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。保護者、地域との連携した指導を大切に、地域ぐるみで児童の教育にあたる体制の強化と豊かな学習の創造に努める。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切に、他人を思いやる心、自立の心、確かな

規律意識等が育つ道徳教育を充実させる。全校で異年齢集団での活動を重視し、保護者や地域と連携した地域活動を含め、人とのつながりを大切に、他者を思いやる心と態度を育成する。

- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わるができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

### (3) 全ての教育活動を通じた指導

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
  - ①児童に自己有用感を与える。
  - ②共感的な人間関係を構築する。
  - ③自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。

### (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲームなどの取り扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲームに等を介した誹謗や中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実させる。
- ・インターネット上のトラブルや SNS の使い方について、児童への指導を充実させるとともに、講師を招いて児童同士での話し合いを行ったり、懇談会などの折に保護者や地域の方を含めた交流会などを取り入れたりする。

## 3. いじめの早期発見・早期対応

### (1) 的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・生活ノート・日記等の活用、日常的な声かけ、定期的なアンケート（記名式、無記名）、アンケートをもとにした個別面談の実施
- ・年3回の「いじめ未然防止・対策委員会」で、状況等を確認し、対策を検討する。
- ・週一回、職員間で児童交流を行い、情報を共有する。事案に応じて、生徒指導主事・教育相談主任・特別支援コーディネーターが中心となり支援委員会を開く。

### (2) 教育相談の充実

- ・教職員による、児童や保護者がいじめを訴えやすいよう、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にした教育相談
- ・「いじめ」の訴えには、「いじめがあった」という前提で早期対応
- ・スクールカウンセラー、相談員の活用
- ・学級担任以外にも、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭など、窓口になる教職員の周知

### (3) 教職員の資質の向上

- ・生徒指導や教育相談に関する研修の充実
- ・いじめに関する校内研修の実施

### (4) 保護者との連携

- ・「いじめはしない・させない・許さない三郷小学校 PTA 宣言」を P T A 総会で確認すると共に、保護者に配布・HP に掲載し、連携・協力

を得る。

- ・保護者からの訴えや相談には、気持ちにより添い親身になって応じる。
- ・解決に向けて保護者と共に支援する体制をつくる。

### (5) 関係諸機関との連携

- ・いじめを学校だけで抱え込まず、解決のために教育委員会、警察、子ども相談センター、民生委員、学校評議員、専門医等と連携を図る。
- ・インターネット上の誹謗中傷については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、必要に応じて警察等の関係諸機関と連携して解決に当たる。

## 4. いじめ防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する処置を実効的に行うため、当該学校の複数の教育、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。法：22条

### (1) 学校におけるいじめ防止、いじめ早期発見及びいじめへの対処などに関する処置を有効かつ組織的な対応として行うため、中核となる常設の組織「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

#### 【いじめ未然防止・対策委員会】

学校職員：校長、教頭、(主幹教諭)、教務、生徒指導主事、連学年主任、教育相談主任、養護教諭

- \*必要に応じて拡大委員会を開き、保護者代表、運営協議会会長、スクールカウンセラー、医師、主任児童委員、子ども相談センター等の諸機関と連携を図り対応する。

## 5. いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

月	指導内容	備考
4月	・PTA総会で「いじめはしない・させない・許さない三郷小学校 PTA 宣言」についての説明とHPや学校便りによる発信 ・職員研修「三郷小学校いじめ防止基本方針について」	
5月	・第1回「心のアンケート」、個人面談 ・第1回「いじめに関わるアンケート」、個人面談	連休指導
6月	・児童会「仲よしフェスティバル」「挨拶運動」 ・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」	
7月	・職員研修「長期休業と自殺予防」 ・「子ども SOS ダイアル」等の相談窓口の周知と自殺予防の啓発 ・第2回「いじめに関わるアンケート」、個人面談 ・第2回「心のアンケート」、個人面談	夏季休業中の指導
8月	・職員研修「学級経営とQUTESTの見方から不登校児童への対応を考える」	
9月	・第3回「心のアンケート」、個人面談	
10月	・第3回「いじめに関わるアンケート」、個人面談 ・児童会「仲よしフェスティバル」 ・職員研修「いじめ未然防止・早期発見・早期対応」	

月	指導内容	備考
1 1 1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回「いじめ未然防止・対策委員会」</li> <li>スクールカウンセラーとの情報交流会</li> <li>職員研修「情報モラル」</li> </ul>	
1 2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット・携帯電話についての指導</li> <li>「やりきり活動」を行い自分や仲間のよさを見つける</li> <li>第4回「いじめに関わるアンケート」、個人面談</li> </ul>	冬季休業中の指導
1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員会議（12月までのいじめ防止対策を振り返る）</li> <li>第4回「心のアンケート」、個人面談</li> <li>自分のよさを生かした「今年の目標作り」</li> </ul>	
2 月		
3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童会「仲よしフェスティバル」「挨拶運動」</li> <li>第3回「いじめ未然防止・対策委員会」</li> <li>「私の宝もの」1年間のふりかえり活動</li> <li>第5回「いじめに関わるアンケート」、個人面談</li> <li>第5回「心のアンケート」、個人面談</li> </ul>	学年末休業中の指導

## 6. いじめ問題発生時の対処

### (1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

#### 【組織対応】

- 「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実関係や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした動きを作る。

#### 【対応の重点】

- いじめの兆候を発見したら、速やかに情報共有し、組織的かつ丁寧に事実確認を行う。
- いじめの事実が確認できたら、あるいはその疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いのある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会へ報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導にあたる。
- 保護者との連携のもと、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行使を反省することができるように指導に努める。
- いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しながら児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発の防止に向けた中・長期的な取組を行う。

#### 【大まかな対応順序】

- いじめの訴え、情報、兆候の察知
- 管理職への報告と対応方針の決定
- 事実確認の丁寧で確実な把握（保護者の協力を得ながら、複数の教員で組織的に、背景も十分に聞き取る）
- いじめを受けた側の児童への指導（必要に応じて外部専門家にも依頼する）

- いじめた側の児童への指導（背景についても十分に踏まえた上で指導する）
- 保護者への報告、指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- 関係機関との連携（教育委員会、警察や子ども相談センター）
- 再発防止に向けた経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

### (2) 「重大事態」と判断された時の対応

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、被害児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは以下の対応を行う。

#### 【主な対応】

- 教育委員会へ第1報を速やかに報告する。
- 教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 調査結果については、教育委員会に報告すると共にいじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を提供する。
- 児童の生命、身体などに重大な被害が生じる恐れがある場合には、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 7. いじめの解消の定義

- いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、3か月を目安として期間継続していることをいう。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- いじめが解消されているかどうかを判断する時点において、いじめを受けていた児童が、その行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを、面談により確認する。

## 8. 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する処置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取り組みを評価する。

- いじめの早期発見の取組に関すること
- いじめの再発を防止するための取組に関すること

## 9. 個人情報等の取り扱い

- 個人調査（アンケート）について  
アンケートの質問票の原本等の保存期間は児童の卒業までとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の資料や報告書の保存期間は5年間とする。